

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年3月22日

東京都作業部会確認年月日 2019年4月10日

事業名 選手村総合診療所における磁気共鳴断層撮影装置（MRI装置）の調達

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、大会のために開設する選手村総合診療所にて、画像診断を行うためのMRI装置の調達である。 よって、大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の4分の1相当額を都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	選手村総合診療所における患者の過半数が整形外科疾患であり、MRI装置による画像診断は、筋肉や靭帯の損傷に関する診断、治療方針の決定に不可欠である。
	効率性	本件は、設置方式について検討することで低減化を図った。また、医師と十分に協議し、アスリートの診断を想定した必要最低限の製品仕様にするなど、経費削減を行っており、効率性についても配慮している。
	納得性	本件は、複数の見積もりにより比較検討の上、競争入札により業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本件は、選手村総合診療所において、アスリート医療を提供する為に必要な医療機器である。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。